

徳島地方検察庁 御中

住 所

団体名

代表者名

印

起 訴 を 求 め る 要 請 書

徳島地検平成 22 年検第 101504 号ないし同第 101522 号と徳島地検平成 22 年検第 101399, 同第 101511 号に関し、平成 22 年 11 月 30 日、貴検察庁の検察官検事が出した不起訴処分に対し、徳島県教職員組合と被害役員は、被疑者らの行為は、正当な抗議活動とは言えず、個人の尊厳と組合の社会的評価を回復するには至っていないと判断し、徳島検察審査会に不服申立を行い、同審査会がすべての件に対して「不起訴不当」と判断し、検察官に再考を求めることにより要請します。

当時、徳島県教職員組合は、就労・自立の困難な家庭の子どもたちを救援する目的のため「子ども救援カンパ」活動に取り組み、連合に集約した「雇用と就労・自立支援カンパ(通称トブ太カンパ)」から、教育の機会均等が困難な状況にあった四国朝鮮初中級学校への支援を行いました。このことを知った被疑者 19 人は、「募金詐欺」などと拡声器で怒号を繰り返し書記局に乱入、犯行の一部始終を撮影し、インターネット動画サイトに投稿して不特定多数人が知り得る状況にし、徳島県教職員組合と被害役員を、いわれなき攻撃に晒し、社会的評価を著しく低下させました。

2012 年 6 月 21 日、徳島検察審査会は、名誉毀損不起訴となった被疑者 19 人全員を「不起訴不当」とし、組合書記局に侵入しながらも不起訴となった 2 人も「不起訴不当」との議決を下しました。

つきましては、貴検察庁が、正義と真理の実現の見地に立って、下記のとおり対処されますよう要請します。

記

1. 徳島検察審査会の「不起訴不当」とする議決を重く受け止め、早急に起訴を行うこと。
以上